

令和6年度 臨時教育委員会 議事録

会議次第

- ☐ 日 時：令和7年2月20日（木） 15時00分
- ☐ 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- ☐ 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）川原 悟 （教育委員）中里知子
（教 育 長）山口 厚 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）三根幸博
- ☐ 欠席者：無し
- ☐ 教育長挨拶
- ☐ 議題

（1）議案審議

- 議案第15号 令和7年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申について
- 議案第16号 東彼杵町図書室運営規則の制定について
- 議案第17号 東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定に係る教育委員会所管関係条例の廃止及び一部改正等について

（2）報告事項

- ① 教育センター分室及び農民研修センター除却に向けた関係事業工程計画

（3）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

2月行事予定として町民綱引き大会や学力向上推進会議、不登校いじめ対策委員会等を報告し、また2月中は積雪での対応・対策等による登校時間の変更やオンライン授業配信の実践研究などを報告して挨拶を行った。

議題

（1）議案審議

●議案第15号 令和7年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申について
教育長

審議の前にお諮りします。議案第15号は人事案件でありますので、会議を非公開とし、議事録に詳細を記載することを省略したいと考えますが、ご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略することと致します。

これから、議案の審議を行います。

議案第15号、令和7年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（説明内容については記載を省略。）

教育長

これから質疑を行います。

（教育委員からの質疑内容は省略。）

教育長

他に、質疑がございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

以上で「質疑無し」と認めます。

それでは、これから議案第15号、令和6年度東彼杵町立小・中学校教職員人事異動の内申についての承認を求めます。

お諮りします。只今の審議のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議なしと認めます。

議案第15号、令和7年度東彼杵町立小・中学校人事異動の内申については、原案のとおり承認することに決定します。

●議案第16号 東彼杵町図書室運営規則の制定について

教育長

次に、議案第16号、東彼杵町図書室運営規則の制定についてを議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第16号、東彼杵町図書室運営規則の制定について、東彼杵町図書室運営規則を別紙の通り制定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、東彼杵町の図書室については、教育センター分室の廃止に伴い、新たに設置される東彼杵町学習教養子育て複合施設に移設することから、新たな図書室の運営に関し必要な事項について、規則を制定する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものです。

先に、現在の図書室に係る運営については、東彼杵町公民館規則に規定しており、本町の場合は図書館法に基づく設置条例及び規則等はなく、公立公民館の図書室として運営を行っています関係上、公民館規則の中で図書の閲覧、館外貸出などを規定しており、細部の規定はありません。

このため移設し新たな図書室として運営するにあたり、新たに運営規則を制定するものです。併せて従前の公民館規則は廃止するものです。

(資料をもとに第1条の趣旨から第14条その他までの全条の内容を説明する。)

なお、附則として、附則1、この規則は令和7年4月1日から施行し、附則2、東彼杵町公民館規則(昭和48年教育委員会規則第2号)は、廃止するとしています。説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

第2条の火曜日から土曜日、10時から19時30分までですが、現在の管理人業務の1つである東彼杵中学校のセキュリティ施設との関連はどうなりますか。

教育次長

新しい図書室の時間帯においてもその対応が図られるよう設定しており、管理人は図書室施設後、20時までに中学校の施設を対応します。

山口委員

第6条の第1項第4号の内容について、西九州させば広域都市圏連携事業に係る図書館相互利用サービス事業関係市町とは、説明の中で言われた市町が対象ということですか。

教育次長

その通りです。対象市町は連携12市町のうち、佐世保市、松浦市、川棚町、波佐見町、佐々町、小値賀町と東彼杵町の7市町間で、同様な図書利用が可能です。

山口委員

図書システムが関係市町繋がっているのですか。

教育次長

システムは繋がっていません。各関係市町で利用者登録ができ、図書館利用や図書等の貸出等ができるものです。

山口委員

大村市の県立図書館はどうなりますか。

教育次長

県立図書館は、これまで同様、本町の図書室を通じて、図書利用ができます。

教育長

町の図書室に返却することもできます。

山口委員

図書室の職員数は何名ですか。

教育次長

職員数は現在3名ですが、勤務は1名配置で交代勤務しています。

しかし、来年度は5月から歴史民俗資料館で臨時営業し、資料館職員にも図書室業務を対応させますので、2名配置を予定しています。

教育長

他に質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

これから、議案第16号、東彼杵町図書室運営規則の制定についての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。従いまして、議案第16号、東彼杵町図書室運営規則の

制定については、提案の通り承認することに決定いたします。

●議案第 17 号 東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

教育長

次に、議案第 17 号、東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第 17 号、東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 8 号）の一部を別紙の通り改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由は大野原周辺地区集会所について、遊休施設の活用を目的として、地方自治法第 238 条第 4 項に基づく行政財産から区分替えするため、東彼杵町辺地地区集会所の設置及び管理に関する条例を改正するにあたり、東彼杵町教育委員会教育長に対する事務委任及び専決事項に関する規則（昭和 34 年教育委員会規則第 4 号）第 1 条第 10 号の規定に基づく議会の議決を経るべき事項について、教育委員会の承認を求めるものです。

この施設は、町内辺地地区の地域住民の社会教育、体育、その他住民の文化活動発展に資する施設で、町内には本施設のほか、蕪地区にある「蕪みどり集会施設」があります。

また、本施設は昭和 57 年に建築され、既に 42 年を経過し老朽化が進んでおり、現在、コロナ渦の影響もありここ数年、利用がありません。

この後の施設活用については、エビの陸上養殖として利用する計画で、施設内に水槽が設置されます。詳細は図面を参照下さい。

それは、改正内容について新旧対照表で説明します。

（資料をもとに説明する。）

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

エビの養殖をする方は、だれか決まっているのですか。

教育次長

未だ、だれとは決まっていなようで、現在、町総務課企画係で、地域おこし協力隊を公募されていますので、町の漁業振興の関連事業として計画されているようです。

山口委員

建物自体の利用には支障はないのでしょうか。

教育次長

建物の躯体自体は未だ問題はないようです。雨漏りもあり、また床が傷んでおり、反っている状況です。体育施設としての利用は改修をしないと出来ない状況です。

川原委員

蕪みどり集会施設は未だ新しく、利用されており、町外の利用者もあっております。

中里委員

関係地区への説明は終わっているのでしょうか。

教育次長

教育委員会からは行っていないですが、事業実施所管課からされているのではと思います。

関連して、辺地区に関係する会合の中で、年2回会合があるので、そのような機会の中で実施されていると思われます。

教育長

他に質疑ございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

これから、議案第17号、東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。従いまして、議案第17号、東彼杵町辺地地区集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、審議の通り承認することに決定いたします。

なお、本件は議会の議決が必要でありますので、町長に対して、議案として議会に上程されるよう申し入れることといたします。

●議案第18号 東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定に係る教育委員会
所管関係条例の廃止及び一部改正等について

教育長

続いて、議案第18号、東彼杵町学習教養・子育て複合施設条例の制定に係る

教育委員会所管関係条例の廃止及び一部改正等についてを議題として、審議を行います。

本案について事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第18号、東彼杵町学習教養子育て施設条例の制定に係る教育委員会所管関係条例の廃止および一部改正等について、関係条例の廃止及び一部改正するため、教育委員会の承認を求めるものです。

廃止する条例は、東彼杵町農民研修センター設置及び使用条例。

一部改正する条例は、東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例。

提案の理由は、図書室および放課後児童クラブ並びに子育てなどの各機能の連携によって、人が集い、活動が生まれる場を育み、町民1人ひとりが豊かさや幸せを感じられる暮らしの実現に寄与することを目的とする複合施設の設置に関し、また当該機能を有していた東彼杵町教育センター分室及び東彼杵町農民研修センターの施設を廃止するにあたり、教育委員会所管関係条例の廃止および一部改正を別紙の通り行う必要があるため、本案を提出するものです。

東彼杵町学習教養子育て施設条例の制定については、所管課はこども健康課で、子育て支援行政等に係る行政財産となります。

今回の議案については、この条例制定に関連して、教育委員会行政財産に係る関係条例についての廃止及び改正等が生じることから、本条例制定の附則の規定について承認等を相談するものです。

廃止する条例は、東彼杵町農民研修センター設置及び使用条例。

一部改正する条例は、東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例になります。

(添付資料をもとに説明を行う。)

説明は、以上です。

教育長

これから質疑を行います。

山口委員

第3条第3号の「町民集いの広場」とは、町民の方がその広場に行って、色々と一緒に何かができるというような場所ですか。

教育次長

所管課がイメージしている内容は、サロンの場所として提供し、老人の方などが気軽に寄れるスペースを設置したいとされています。

また、以前の教育センター分室の代替的な施設にもなりますので、町民集いの広場は4階部分になりますが、その一角にも文化団体等の社会教育団体が借用し活動できる場所を設置します。

新たに設置します学習教養子育て施設は、2階フロア部分に図書室、3階フロア部分に学童スペース、4階に町民集いの広場として、貸室のスペースを設けら

れるよう検討しています。

橋本委員

施設の運営にあたっては、学童は学童の運営者、そのほか各利用場所に対して各担当者が配置されることになりますか。

教育次長

そのようになります。図書室は教育委員会で管理運営することになります。

橋本委員

新たな施設には、調理実習室は出来るのですか。

教育次長

今度の施設への設置の予定はありません。

教育長

他に質疑ございませんか。

教育委員全員

質疑なし。

教育長

質疑なしと認めます。

これから、議案第18号、東彼杵町学習教養子育て施設条例の制定に係る教育委員会所管関係条例の廃止および一部改正等についての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第18号、東彼杵町学習教養子育て施設条例の制定に係る教育委員会所管関係条例の廃止および一部改正等については、審議の通り承認することに決定いたします。

なお、本件は議会の議決が必要でありますので、町長に対して、議案として議会に上程されるよう申し入れることといたします。

以上で議案の審議を終わります。

(2) 報告事項

① 教育センター分室及び農民研修センター除却に向けた関係事業工程計画

教育次長

教育センター分室及び農民研修センターの除却に係る関係工事の工程表になります。

工程表のとおり教育センター分室及び農民研修センターの定例利用団体には説明会を2月17日に実施しました。

代替施設として、総合会館教育センター、また町農村改善センターの利用を依頼しています。

図書室の移転については、1月28日開催の臨時議会で移転に係る予算の承認を受けて業者選定を行い、業者決定が決定しましたので、移転作業を進めており、移転作業への協力ボランティア募集も現在行っているところで、3月中旬から作業に入っていきます。

施設の解体作業は、むつみ荘を含め7月からを予定しております。

また、農民研修センター内に事務所がある商工会、シルバー人材センター、町営バス、スクールバスの事務所は、移転先と移転費用等の調整を各関係所管で行っており、6月中には完了したいと考えています。説明は以上です。

教育長

図書室の本の貸出しは、いつまで予定されているのか。

教育次長

3月末まで可能ですが、状況によっては貸出の図書システムの移転作業の状況によって早まることもあり得ます。

周知では、貸出しは3月末までとして、貸出し開始は図書室再開予定の5月連休明けからとしています。

(3) その他

3月定例議会日程：3月5日（水）15時から

16時40分開会

議事録署名

令和7年5月15日

教育委員 山口直登

教育長 山口厚